

## ジンメルの支配論

早川 洋行\*

### 1 支配への接近

支配という現象は、日常生活のいたるところにある。職場、家庭、学校の中にあるのはもちろん、地域社会から国家、そして国際社会に至る人間の集団に普遍的に存在するものだと言ってよい。そして、支配は、いつの時代にあっても様々な社会問題を引き起こす源でもあった。今日、東洋の島国で世間の耳目を集める政治腐敗、学校内でのイジメ、家庭内での幼児虐待等々といった問題も、突き詰めて考えれば支配の問題であると言ってよいだろう。

社会学は、こうした支配の問題に対して三つの接近方法を取ってきたと言えるだろう。

第一の接近方法は、誰が支配者であり、誰が従属しているのかを明らかにしようとするものである。このアプローチは、日常的な思考の中では隠されている「見えない権力」(フーコー)を告発するものであり、社会学はこのように問題を立てることで、これまで多様な成果をあげてきた。たとえば、階級論、エリート理論、フェミニズム、地域権力構造論とよばれる研究は、それぞれ対象領域とその解答が相互に異なっていたとはいえ、共通に「誰が支配しているのか(Who Governs?)」という問題関心に裏打ちされたものであった。

第二の接近方法は、支配者がなぜ(Why)

支配できるのか、という問題を問うものである。この問題に対する解答は、原理的には二つに収斂せざるをえなかったように思われる。すなわち、一つは、支配者の側にその理由を求めるものであり、マルクス主義や交換理論は、支配者が独占的にもつ財やサービスを権力の源泉と見なした理論であったと見なし得る。もう一つは、従属者の側の信念や自発性に注目するものであり、ウェーバーの支配論やこれから論じようとするジンメルの支配論は、支配者よりも従属者の側に支配の根拠を見るものだと言って良いだろう。

第三の接近方法は、支配の有り様を問題にするものである。このアプローチは、第二の接近方法と重なることが多い。権力の源泉をどう考えるかということは、その権力の行使のされ方、すなわちどのように(How to)支配しているのかという問題と密接に関係している。この接近方法は、支配のシステムを問題にするものであり、支配者に注目したこの分野の研究としては、国際関係における世界システム論をあげることができるし、従属者側の要因に注目した研究としては、一国又は一地域の政治文化論を指摘できるだろう。

これら三つのアプローチは、相互に関連するものであり、厳密には独立に論じることはできない。しかし、誰が支配者であるか、なぜ支配できるのか、という問題は、実際にどのような

\* 滋賀大学助教授、日本社会学会理事

支配が行われているのかという問題の解決の後に自ずと明らかになったり、あるいは改めて問われるべき事柄ではないだろうか。社会学がデュルケムの言うように「事実の学校」の下にあるものならば、まず明らかにされねばならないのは支配の様式であり、支配の問題の究明はそこから始められなければならない<sup>1)</sup>。すなわち第一の問題は、どのように支配が行われているのか、ということであると私は考える。

社会化の形式を論じるジンメルの社会学は、この問題に挑んだ支配論の嚆矢であった。しかし、それは、世界システム論や政治文化論とはかなり違っている。その最大の差異は、極めて原理的なものであったことである。

彼は、普遍的なモデルを提示したのであって、現代の国際関係をとらえる枠組みを提示したのでもなかったし、ある国や地域の制度や文化を特徴づける概念を提示したのでもなかった。この点ではウェーバーも同じであり、両者は様々な場所で発見される支配の形を「支配の諸類型」として、あるいは「社会化の形式」として提示したのであった。それらは、普遍的モデルであることによって広範囲な応用可能性をもつものである。

しかしながら、ウェーバーの支配論がよく知られていて、度々言及されてきたのに比して、ジンメルの支配論は、これまであまり言及されてこなかったし、広く知られているわけでもない。このことは、彼の他の分野の理論と同様である。

この論文では、ジンメルの支配論に注目して、その特徴を明らかにするとともに、そこから現代社会の諸問題を考えるうえでの有効な知見を抽出したいと思う。

## 2 支配の三類型

### (1) 支配の根拠

ジンメルは、『社会学』（1908年）の第3章「上位と下位」において支配論を展開している。

まず、彼が強調するのは支配において従属する側が果たす役割である。「通俗的な表現では『強制』とか『選択の余地がない』とか『無条件的な必然』といった概念をよく使うが、従属関係の内部から一切の自発性を排除することは、この通俗的な表現方法から推論されるよりも現実には稀である。きわめて抑圧的できわめて残酷な隷属関係においてさえ、なおつねにかなりの程度の個人的自由が存在する。しかし、「従属している主体のそのような自発性と共働性は、皮相な考え方にはさまざまに隠蔽されている」<sup>2)</sup>。

ジンメルは、支配において下位者の自由を否定されるのは直接的で物的な暴力が行使される場合だけだと述べる。そして、逆に従属者の側に高い程度のある自由がある場合として、権威（Autorität）と威信（Prestige）の問題を指摘している<sup>3)</sup>。

権威は、二通りの仕方で生じる。第一はすぐれた人格が周囲の人々の信用と信頼を獲得し、彼の意見が「客観的な法廷の性格を帯びた基準的な重さ」をもつようになる場合である。もう一つは、「国家や教会や学校、家族あるいは軍隊の組織といった超個人的な潜勢力が、それ自体から個別人格に、彼の個性からはけっして生じない尊敬と威厳と最高審のもつ決定力を身につけさせる」場合である。すなわち、前者の場合には権威は人格から生じ、後者の場合は、人格の外から人格に付与される。彼はこのように権威の二つの在り方を示すと同時に、権威の本

質について「ある人間が、論理的には超個人的・客観的な公理かあるいは演繹のみに与えられている確実さと説得力とによって決定すること」だと述べている。

威信については次のように言う。

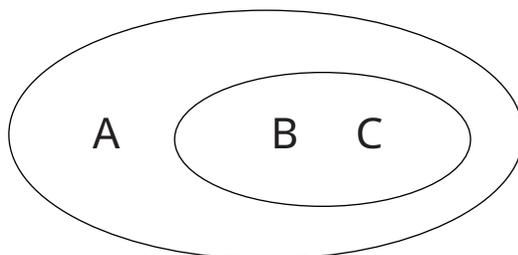
威信には、「超主観的な重要性という要因、人格の客観的な力もしくは規範との一致という要因」が欠けている。つまり、権威が「規範と権力の客観性」から生じるのに対して、威信は純粋に人格の要点から生じるものである。それゆえに、権威が服従者にたやすく批判の余地を与えるのに対して、威信は「無制約的な服従」を可能にすることに特徴がある。

このように区別して見ると、権威を承認する者は威信に魅せられる者よりも自由をもつように思える。しかし、これは客観的に言えることであって、主体の感情にとっては全く逆である。威信に従うとき、人は自発性の意識をもって献身する。すなわち、献身は「人格の根底から、失われることのない自由をもってわき出てくるように思われる」のが常である。

すなわち、権威にしる威信にしる従属する側には自発性が存する。彼はこのことを繰り返し強調している。

このジンメルによる威信と権威の議論は、ウェーバーにおける真性カリスマとカリスマの日常化の発想を思い起こさせるが、この問題は後にとっておくことにしよう。とりあえず確認しておきたいことは、ジンメルは、支配関係において支配するものと従属するものとの間の相互性に注目しているということである。彼は支配の類型を個人支配、多数支配、原理支配に分けて論じている。これからそれらを順に解説して行くことにするが、議論の全体像を分かりやすくするために、以下の論述では次の図を念頭に

置いていただきたい<sup>4)</sup>。



AにB Cが服従する場合が個人支配であり、この関係が逆さまになってB CにAが服従する場合が多数支配である。そして、大外の楕円に包まれるようにA B Cが等しく従属するのが原理支配である。

## （２）個人支配

「ひとりの人物のもとへの集団の従属は、何よりも集団のきわめて決定的な統一化をもたらす」。ジンメルはその例を二つに分けている。第一は、従属するものと支配者が統一する形式（A B Cの一体化）であり、第二は、従属するものたちが支配者に対して結束する形式（B Cの一体化）である。彼は、第一の場合の例としてキリスト教、ユダヤ教のような一神教と、中世の封建制度やインドのカースト制度をあげている。第二の場合は、「政治的な集団においても工場やクラスにおいても、さらに教会の共同体においても観察される」。彼は、首長にたいするアンビバレンツを指摘して次のように述べている。「人間は従属の原理にたいして内的な二重の関係をもつ。彼は実は一方では支配されることを欲し、多数の人間はたんに指導なくしては存在することができないだけでなく、またそのように感じてみいる。彼らはより高い権力が彼らから自己責任を取り除き、ある厳密さが彼らを制御し規制して、たんに外にたいしての

みでなく彼ら自身にたいしても彼らを保護してくれることを求める。しかし、彼らは同じように、この指導的な権力にたいする反対をも必要とし、こうして彼らはいわば牽引と反発とによって、はじめて服従者という内的な生活体系における正しい場所を獲得する」<sup>5)</sup>。

このように個人支配の特徴は、成員が統一化することにあると言えるが、必ずしも常に統一化がなされるわけではない。ここには「心理学上の識闘現象」がある。諸要素間にはある程度の嫌悪があって、それが限度を超える場合が存在する。一例をあげるならば、嫉妬は一人の人物に対する共通の服従という事態で生じるが、それはしばしば関係の解体に結果することはよく知られていることである。

ジンメルは、まず以上のように述べたうえで、個人支配の詳細について論を進める。以下では、彼の論述を指摘されているケースに整理して提示することにしよう。

### 個人支配 . BとCが平等

専制者にとって、中間権力が自らの地位を脅かさないようにすることは大事である。したがって、支配者は優れた部下を拒否する一方でとくに劣等な僕に満足することもできない。その結果、絶対的な卓絶と臣下の平準化は相関する。ところで、個人支配と服従する人の量的な問題は、どう考えたらよいだろうか。一对多の支配関係は、服従する人の数が増すだけ一人の人格の一部しか支配できないという矛盾を生み出す。このことが明らかにしているのは、より小さな圏における支配ほど圧制に転化しやすいということであり、また、より大きな圏における支配は「大衆」を相手にしなければならないということである。さらに言えば、大きな圏の

支配を勝ち得るためには「ときとして呆れるばかりのわずかな優れた資質で十分である」ということである<sup>6)</sup>。

### 個人支配 . BとCに格差

服従する者たちが等級化するには二つの場合がある。第一は「個人の独裁的な権力の充溢から始まる」場合であり、第二は「支配者の意図」による場合である。前者の場合は支配者の権力は弱化し、後者の場合は逆に強化される。つまり、「最上層の権力がぐずれ落ちる」ことによってか、あるいは支配者が「表彰と報酬とを階等の昇進という形式でその手に収める」ことによって、権力のピラミッドは形成される。

もっとも、この二つの場合が同時に生じることもある。中世の封建国家では、国王は大家臣へ、大家臣は従属する臣下に、所有物の一部を与えることで権力の等級構造が形成される一方で、自由な小土地所有者が自らの土地を有力な領主に寄進することによって、領主の権力は増大し、やがて国王の権力を脅かすこととなった。

君主制は、まさに服従者を等級化する個人支配であるが、それは互いに離れ離れに存在するものであったとしても、互いに保証し合うという特徴をもつ。君主制国家同士は友好関係を保ちやすい。すなわち、君主制に従う者にとって、その原理は自らの利害とは別個に信奉される価値のあるものなのである<sup>7)</sup>。

### 個人支配 . AがB Cと同質/異質, 近接/疎遠

服従するものは、自らと同じ者に従いやすいかあるいは自らとは違う者に従いやすいか、という問題がある。裁判官は、不偏不党であるという理由から異郷人であったことも、仲間を守るという理由から同郷人であったこともある。

これは客観的な合目的性という観点からの解釈である。しかし、選択の動機はこのカテゴリーによって汲みつくされるものではない。彼は言う。「対立するものはわれわれを補い、同類のものはわれわれを強化する。対立するものはわれわれを鼓舞し刺激し、同類のものはわれわれを安静にしてくれる。……対立するものはわれわれに敵意あるものと思われ、同類なものもは屈辱なものと思われる。対立するものはわれわれに高すぎる課題を提起し、同類のものは低すぎる課題を提起する。一方に対しても他方に対しても、態度を見いだすことは困難である」<sup>8)</sup>。

つまり、同質であれ異質であれ対象との関係において牽引と反発が作用するということである。とはいえ、だいたいにおいて集団が低位にあり成員が従属することに慣れているほど、成員は自分たちと同等なものが支配することを好まない。逆に集団が全体として高位にあればあるほど、成員は同輩の一人に従属することを厭わないという事実を指摘することができる。また中間階層にあっては、地位の上昇がより下の階層との対等化を招く場合には、むしろその機会を放棄するものである。これは客観的な地位の上昇が主観的には地位の低下として感じられるからにほかならない。

支配者と従属者との近接と疎遠の問題については、次のように言うことができる。疎遠な者が支配者としてふさわしいのは、従属する者たちが互いに対立している異質な成員である場合である。疎遠な人物は仲裁者としてふさわしい。したがって、疎遠な人物への従属は、服従する側の対等な関係を前提するか、あるいはそれを引き起こすと言えよう。

### （3）多数支配

多数の支配者が共同で支配する場合の特徴は、客観性である。多数支配は、個人の主体を総体の背後に隠すことによって、従属するものに有利になったり不利になったりする。つまり、多数支配は、従属者が合法性、不偏不党性、客観性を必要とする場合には望ましいが、慈悲と無私と恩恵を必要とする場合には全くふさわしくない。

ジンメルは多数支配についてもいくつかのケースに分けて論じているので、個人支配についての説明のように、分類して示すことにする。

#### 多数支配 . BとCが平等

対等な上位者に全面的な仕方で従属する場合、従属者は葛藤状態におちいる。とくに従属が外面的なレベルを越えて道徳的な義務として内面化されている場合には破壊的なものとならざるを得ない。これにたいして、従属する側に一定の自由がある場合には、状況は全く違ったものになる。それは様々な領主から土地を受け取った中世の家臣や、多神教、あるいは食糧の供給者を選んだり取り替えたりできる大都市の消費者の場合を考えてみればよい。上位者の拡散が併存ではなく継起として展開する場合も同様である。十四世紀以降のイギリスの庶民院の権力の増大は、王朝諸派が争った結果であり、ナポレオン一世の没落以来、フランスの市民の力が強力になっていったのも、このことから理解することができる<sup>9)</sup>。

#### 多数支配 . BとCに格差

支配者であるBとCに格差があり、Bの方がCより上位であると仮定しよう。その場合、BとAとの直接的関係があるかないかで事態はだ

いぶ違ってくる。BとAとの関係が開かれているとき、Cは不利でありAは有利になる。隣接する諸要素には一般に敵対と権限争いが生じるが、共通の敵対は離散している諸要素を結び付ける。また人間は、自らを抑圧するものが抑圧されることに快感を感じ、「主人の主人」に感情移入するものだからである。これに対して、BとAの関係が閉じられていると、いわゆる「抑圧の転嫁（Abwälzung des Druckes）」が起きる。すなわち、上司から叱責を受けた官僚は、彼の下役を怒鳴りつけ、さらにその下役は自分の子供を打ちのめす、というように、新しい抑圧あるいは強要がもっとも抵抗の少ない路線に沿って下方へ進行する<sup>10)</sup>。

### 多数支配 ・ 多数決

ジンメルは「多数への従属の特別な形式が多数派による少数派の『多数決』の原理のなかにある」として、特別に補説を作り論じている<sup>11)</sup>。

多数決が採用され、少数派が従属する理由には二つある。第一は、それによって力の直接の比較が避けられ、少数派は実際の抵抗の無益さを納得するからである。第二は、多数派の意志が、集団総体の意志に転換するからである。第二の場合では、少数派は多数派に従属するのではなく集団総体に従属する。しかし、こうした転換が可能になるためには、「超個人的な統一体が存在するかあるいは前提され」なければならない。それがなければ満場一致が求められることになる。

多数決で敗れた者も集団のなかに包括される。それゆえ彼は意志と確信とに反して決議された行為にも積極的に参加しなければならず、彼の異論の痕跡も隠される。ジンメルは「これによって多数決は、多数による個人の単純な実

際的な抑圧を越えて、個人の固有生命と社会的な全体の固有生命とのあいだの二元性の極度に高められた表現となる」と結んでいる。

### （４）原理支配

法律の支配と人格の支配は相補的である。すなわち、法律が強力でないか、あるいは広範である場合は人格が必要とされ、そして人格が十分でない場合は法律が必要とされる<sup>12)</sup>。

客観的な原理は、原理的、社会的な勢力の心理的凝縮として解釈されることがある。個人が道徳的命令に従う際、その命令はいかなる個人的、人間的な力にも支えられていない。しかし、それは社会が支持すること、社会の要請として解釈される。すなわち社会は「しばしば第三のもの、個人と客観性とのあいだの葛藤を解決したり、あるいは両者に関連のない場合はそのあいだに架橋する第三のもの」として、客観的原理による支配の発展を促すのである。

客観的原理は、従属する者たちの相互の関係にも作用する。客観的原理に服従する場合、「命令者自身が自己のつくった法規に従属する」ことも起きる。また、客観的原理はすべての人を下位におくが、この共通な関係の内部において一方の他方に対する従属が技術的な必要として存続する、という二重性が生じる。たとえば、賃労働、軍隊、教会の構成員は、それぞれの集団ごとに存する客観的原理を戴きながら、内部での上位あるいは下位の地位を占めることになる。しかし、その地位がもたらす態度は、その関係の内部だけに限られる。

### 3 媒介としての社会

先に、これまでジンメルの支配論はあまり知

られてこなかったと述べたが、池田義祐と碓井崧の研究は、そうしたなかにあって大変貴重なものである。これからジンメルの支配論を再評価するにあたって、まず彼らの研究を検証してみよう。彼らは上述のジンメル支配類型論をどのように評価したのだろうか。

池田はジンメルの支配論を社会変動論の観点から解釈して次のように述べる。

「G・ジンメルの根底には二つの全く次元を異にする分類の原理（支配者の量的存在性 - 人数に関する基準と、支配の質的妥当根拠に関する原理）が理論的に整序されないままで混在しているということが出来よう。そして、その結果、彼の類型論は、その原理において根本的に異質であるところの別異の諸原理が一元的な分類系列のなかに採り入れられているという難点を含んでおり、それが前述のごとき矛盾を露呈せしめているのである」<sup>13)</sup>。

池田がここで「前述のごとき矛盾」と呼ぶのは、個人支配や多数支配にあっては、支配の原理が「従属変数」になっているにもかかわらず、（池田が組織支配と呼ぶ）原理支配では、逆に支配者の数量的規定が「従属変数」になっていることを指している。つまり、池田は、個人支配と多数支配にも原理支配があるし、原理支配の中にも個人支配と多数支配があるので、分類としての整合性に問題があるというのである。

碓井も同様に『法・人』の連続体と『一人・多者』の連続体とは本来別箇のものであって、『一人』『多者』ということは必ずしも『人の支配』ではなく、そこに『法』の要素を伴い得ることはいうまでもないし、又、『法の支配』の主体は、実際には一人であれ、多数であれ、具体的な人間なのである」として、「分類として好ましくない」という結論を出している<sup>14)</sup>。

はたしてそうだろうか。

ここでは示していないが、池田と碓井が以上のように述べた文章の前後の文脈には、ウェーバーが登場する。実は、両者は共通にジンメルの支配類型論をウェーバーの支配類型論と対比させて論じているのである。ここには彼らのジンメル解釈の基本的パースペクティブがある。ジンメルの支配類型論は、他の分野でもしばしばそうであったように、他者の理論を尺度として論じられた。つまりプロタルコススの寝台に乗せられたのである。

よく知られているように、ウェーバーは、支配をカリスマ的支配、伝統的支配、合法的支配に分けて論じている。この分類では、カリスマ的支配という数の問題と、伝統的支配あるいは合法的支配という原理の問題が分けられている、と見なしうる。正統性の根拠となる焦点は一つであり、三つの支配類型は重なりあうことはない。もっとも、カリスマの日常化の議論になるとそれもかなり怪しいが、それでもジンメルと比較すれば、数と原理の問題はまだ区別されているとは言えるだろう。つまり、彼らはこうしたウェーバー的視点からジンメルを評価して、数量と質との混同を批判したのである。

しかし、残念ながら池田と碓井は大きな読み違いをしている。

彼らが共通に見落としたのは、ジンメルの支配論が、個人、多数、原理という支配者に対して、社会が果たす役割を強調していることである。池田と碓井の議論は、池田が原理支配を「組織支配」と言い、碓井が「法の支配」と換言したことに端的に示されるように、原理と社会を同一視している点に問題がある。両者が指摘するように、たしかにジンメルは、個人支配と多数支配においても、それを成り立たせるも

うひとつの力を想定している。しかし、それは原理ではなく社会だと言っているのではないだろうか。同様に原理も社会の後ろ盾を得ることで十全な力を持ち得るとジンメルは考えていたのではないか。このように考えれば、ジンメルが上位と下位の問題を論じるにあたって、まず「権威」と「威信」の区別に言及した意味も納得できる。

個人の支配は、支配者の純粋な人格的な魅力に基づく威信のみで成り立つとは限らない。それにはしばしば権威が付随する。つまり、「規範と権力の客観性」が個人支配を後押しする。多数支配でも、多数決について論じる際に述べられたように、多数派の意志が集団全体の意志に転換されるという回路を経ることで、はじめて少数派は従属するのである。また原理支配でも、原理が「社会的な勢力の心理的な凝縮」であると解釈されることによって、人々の従属は促進される。

すなわち、個人、多数、原理という「支配者」の権力は、社会の助力を得ることによって安定する。いわば、従属者による社会そのものへの恭順が三つの支配形式を支えている。ジンメルの支配論のなかでもっとも重要であり注目すべきことは、社会への敬意があつてはじめて支配が安定するという考えであつたと私は考える。

こうした認識からウェーバーの支配論を逆照射すれば、かえってその不十分さも見えてくるのではないか。すなわちウェーバーの支配論では、カリスマ的支配の議論の中でカリスマの日常化が問題とされる。その結果、日常化されたカリスマと伝統的支配、合法的支配の関係が不明確で重複したものになってしまうように思える。むしろジンメル支配論は、こうしたウェーバー支配論の論理的困難を克服する発想

をもっていたと評価すべきだろう。ウェーバーがカリスマ、伝統、合法的各支配類型で暗黙の前提とした支配の深層に働く社会の力について、ジンメルは語っていたのである。

#### 4 5つの命題

以上の論述でジンメルの支配類型論は明らかにされたと考える。では、ジンメルはいったい現実に存在する支配をどうとらえ、どのような支配が望ましいと考えたのだろうか。あるいは、そうした判断を彼は行わなかったのだろうか。次に、類型論の後の論述からこの問題についての言及を抽出することにしよう。

##### 命題1 自由の獲得は支配を意味する。

ジンメルは言う。「自由への努力と自由の獲得は、消極的および積極的なその多様な意味において、とりもなおさずその相関あるいは結果として支配への努力とその獲得をともなう」<sup>15)</sup>。ジンメルによれば、下位者の解放は社会形式の根底からの変更を前提とする一般的な自由では決してなく、支配者の階層への下位者の上昇に過ぎない。なぜなら人は自由を得ようとするばかりでなく、またそれをなにもものかのために利用しようとするからである。彼はその例として、教会の自由が国家からの解放ではなく、国家を支配することによって成り立つものであることを指摘している。

では彼は、なにものかを支配することのない自由はあり得ないと考えたのだろうか。『断想』には次のような言葉が記されている。「精神の自由とは精神の拘束のことである。すべての自由は、やがて支配を意味するから」<sup>16)</sup>。ジンメルは各主体の自制にこそ自由の存立可能性を見

ていたと言ってよいだろう。

### 命題2 平等は上位と下位の相互性によってのみ達成できる。

彼はブルードンのいう上位と下位の廃止という理想は、上位と下位が存続する場合であっても達成可能であるという。すなわち「Aなる人物が、ある関係あるいはある期間はBなる人物の上位にあるが、しかし他の関係あるいは他の期間はBがAの上位にある。これによって上位と下位がもつ圧迫と一方性と不公正とが取り去られながら、その組織的な価値は維持されるだろう」<sup>17)</sup>。彼はそのようにしてうまくいっている例として、自主管理される労働者の生産組合や夫婦の関係をあげている。ただし、こうした形で平等が実現されるためには「ある社会要素が上位にある領域と他の要素が上位にある領域とが、くっきりと明確に限界づけられている」ことが必要である<sup>18)</sup>。そうでなければ、絶えざる権力争いが生じることで、結合は弱化するだろう。とりわけ従属していたものが、同じ領域での上位を能力がないにもかかわらず勝ち取ってしまった場合には、集団の結合が損なわれることになる。

### 命題3 人間の不平等は事実的である。

ジンメルは「人間の性質における不平等は事実的であり、たんにユートピアにおいてのみ除去できるにすぎない」と断じる<sup>19)</sup>。社会発展の初期には、個人の人格と地位は一致していたと考えられるが、分業と分化の進展とりわけ貨幣経済によって、人格と業績は全く別個のものになった。つまり、地位の客観的な等級順序と人物の資質とのあいだの関係は、「盲目的で偶然」なものになった。こうした事態にあって大産業

は、例外的な才能をもつ者が衆に抜きん出るチャンスをより多く与える。一方、社会主義的理想は、指導者を地位の抽選によって選ぶことであって、それは形式的・組織的な要請が個人的な性質を支配することにほかならない。

### 命題4 強制は必要である。

ジンメルは「人間の本性は、行為の完全な無目的と無形式に陥らないためには、実は強制を必要とする」と言う<sup>20)</sup>。法と慣習の強制があるから、道徳的にはきっと分離したに違いない無数の夫婦を一緒にしている。この場合には彼らは彼らに格別ふさわしくもない法律に従っているとと言えるだろう。しかし、同じ強制が、一時の不機嫌、腹立ちあるいは感情の動揺による関係の破綻を押し止めてしているのも事実である。「強制的に他者に結合させられているという各人の意識は、多くの場合に共存をきわめて耐え難いものとする。しかし、他の場合には、それは譲歩、自制、心の訓練をもたらず」ことも忘れてはならない<sup>21)</sup>。また強制のもとにあるという意識は、時に応じて革命的とも、あるいは抑圧的ともなるが、それは多数の人間にとって生活のかけがえのない基礎と結合である。なぜなら、それが「実質的な生活の流れ」を意識化し活動的にするからである。

### 命題5 地位は人を作る。

命題3で述べたように、個人的な資格と社会的な地位が一致するということは必ずしもあり得ない。これは「上位の地位にふさわしい資格をもつ人間が、その地位よりもつねにより多数いるという事実にもとづいてもいる」<sup>22)</sup>。指導的な地位にある人が不十分な能力をもつことは、現実的にはまれである。にもかかわらず、

しばしば問題となるのは、そうした批判が指導的地位ではとりわけ鋭く現れるからであり、また役職の矛盾にみちた要求が原因しているからである。

「神は役職を与えた者にはまたそのための分別も与えたもう」という格言は正しい。高い地位を満たすに必要とされる分別は多くの人に備わっているが、しかしそれは、彼らが地位に就いたとき発達しはじめて明らかになるのである。

以上5つの命題として抽出したジンメルの支配に関する考え方には、透徹した現実主義があると言ってよいだろう。彼は命題1でまとめたように、自由が支配に転化しやすいことを指摘する。一方で、命題3でまとめたように、社会主義は実現不可能なユートピアであり、実現したとしても個人の資質を無視するものだと批判するのである。自由主義と社会主義は、両極端であっていずれも採用できない。結局、彼の理想は、命題2にまとめたように、各領域ごとに上位者と下位者が存在するような社会システム、つまり多元主義の社会であったと考えられる。

しかし、それを各領域に能力をもつ人々が互いに結び合う予定調和の社会と断じるのは早計である。彼は命題4に示したように、強制を一定程度肯定している。すなわち、社会には強制しなければならないことがあり、強制があるからうまくやっていっていることもある。しかし、強制は常にその反発を伴うものである。彼は、社会内に葛藤が生じるのが不可避であることを認める。そして、むしろそれを積極的に肯定して、そこに社会を構成する人々の活力の源を見るのである。

こうしたジンメルの支配論の根底にあるのは、命題5に如実に示される、一般民衆への信

頼である。彼は生まれながらのエリートを否定している。多くの人々は、指導的立場につく資格をもって生まれる。この指摘は、命題3と一見矛盾するようにも思えるが、それは間違いである。人間には、各人がそのふさわしい領域において上位者につく資格があるのである。しかし、その地位に就いて自らの能力を開花させる人は少ない、これが彼の考えであった。

## 5 社会への敬意

われわれがジンメルの支配類型論から発見したのは、従属するものが社会を媒介にして個人、多数、原理に従うという論理であった。個人の魅力だけ、多数派の圧力だけ、原理への恭順だけでは、支配は安定しない。どの支配類型にあっても、従属するものが社会への敬意をもつことで初めてそれらの支配は完成する。

先に示した五つの命題にも同様な思想を読み取ることができるだろう。人々はみな支配者になる資格をもっている。しかし、支配と従属の関係は普遍的に存在する事実である。それならば、どのような社会が理想の社会なのだろうか。ジンメルの関心は、ここにあったように思う。

人々がそれぞれの違いを認め合い、それぞれの分野で活躍すべきだ。自由の支配への転化を自覚し、自制を心掛けることが大切である。しかし、現実の社会では社会的地位と個人的資質とは必ずしも一致しないし、地位に恵まれ能力を開花させる幸運に恵まれる人は決して多くはない。そして強制しなければならないこともあるが、それは必ずしも悪いこととは言えない。

ジンメルのメッセージのなかには社会への絶望というよりも、不完全であることが宿命である社会への敬意があると言えないだろうか。し

かし、誤解なきように言えば、彼の思想は保守主義では断じてない。ジンメルには不完全であるがゆえにダイナミックに変化し続ける社会への期待があるからである。

完全な社会、すなわちユートピアから現実を批判するのはたやすい。また、ユートピアにとられる人間は社会への敬意が減じがちである、というのは事実だろう。2001年9月11日を契機として、世界では人間同士の殺し合いが連続している。われわれには、そろそろ地球社会への敬意について考えるときが来ているように思う。

## 注

- 1) デュルケム（宮島喬訳）『社会学的方法の基準』岩波文庫、1978年、163頁。
- 2) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.161. (居安正訳『社会学』上, 白水社, 年, 150-151頁)
- 3) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.162-163. (訳書151-152頁)
- 4) この図は、杉本学から示唆を受けた。杉本学「ジンメル『社会学』における<排除>という主題 「余所者」を中心に」『年報社会学論集』第12号, 1999年, 211-222頁。
- 5) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.171. (訳書159頁)
- 6) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.184. (訳書171頁)
- 7) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.184-194. (訳書171-180頁)
- 8) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.196. (訳書182頁)
- 9) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.207-212. (訳書193-198頁)
- 10) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.215. (訳書200頁)
- 11) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.218-228. (訳書203-212頁)
- 12) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.231. (訳書215頁)
- 13) 池田義祐『支配関係の研究』法律文化社, 1978年, 155頁。
- 14) 碓井崧「支配論におけるジンメルとウェーバー：「一人支配」と「カリスマ的支配」」二宮哲雄／光川晴之／越智昇『社会学への招待』誠信書房, 1968年, 156頁。
- 15) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.260. (訳書242頁)
- 16) Simmel, Fragmente und Aufsätze, Gertrud Kantorowicz (Hrsg.), Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1967(1923), S.19. (清水幾太郎訳『愛の断想 日々の断想』岩波文庫, 1980年, 88頁)
- 17) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.264. (訳書244-245頁)
- 18) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.267-268. (訳書248頁)
- 19) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.275. (訳書254頁)
- 20) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.277-278. (訳書256頁)
- 21) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.278. (訳書257頁)
- 22) Soziologie, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd.11, Suhrkamp, 1992(1908), S.280. (訳書258頁)